

令和3年（ワ）第28700号 生物学上の親調査義務確認等請求事件

原告 江藏 智

被告 東京都

5

準備書面(1)

令和5年10月26日

10

東京地方裁判所民事第16部乙合議B係 御中

15

被告指定代理人

加登屋 毅



同

長尾 若菜



20

第1 訴外墨田区からの情報取得について

1 原告の主張について

原告は、令和4年12月8日付け原告第2準備書面及び令和5年2月14日付け原告第4準備書面において、「原告の生物学上の親等を特定するための手がかりとなる情報を被告が入手するための方法」として、戸籍法10条の2第2項に基づく公用請求、墨田区個人情報保護条例16条に基づく情報提供請求（保有個人情報の外部提供）、及び墨田区情報公開条例5条に基づく情報公開請求という3つの方法が存在するとした上で、墨田区個人情報保護条例の解釈上、訴外墨田区の昭和33年4月5日から同月30日までの戸籍受附帳（甲5号証）の記載のうち件名が「出生」とされている部分の情報（本件原告血縁上親可能性情報）については、原告の「自己情報」に該当し、不開示事由にも該当しないから開示されるはずである旨を主張するようである。

しかし、以下にそれぞれ述べるように、原告が主張するような方法で被告が訴外墨田区から本件原告血縁上親可能性情報を取得することはできない。

2 墨田区情報公開条例に基づく請求について

(1) 訴外墨田区は、甲5号証の戸籍受附帳については、既に原告からの開示請求に対して非開示を決定しており、原告が同非開示決定の取消しを求めて提起した異議申立てにおいても、墨田区情報公開個人情報保護審査会による非開示を妥当とする旨の答申（乙2号証。本件答申）が出され、これを受けて非開示の決定を維持している。

(2) 墨田区情報公開条例5条は、区政情報の公開を請求することができる者について、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して区政情報の公開を請求することができる。」と規定し、開示請求者の範囲に制限は設けていない。情報公開条例に基づく開示請求制度のこのような性質上、請求に係る情報の開示または非開示の判断においては、開示請求者の属性は考慮されない（誰に対しても公開すべき情報と、誰に対しても公開されない情報

とを区別するものにすぎない。) こととなっているから、被告が開示請求者として訴外墨田区に対して請求を行ったとしても、原告による開示請求と結論が変わることはない。

3 墨田区個人情報保護条例に基づく請求について

5 (1) 要旨

ア 原告は、甲5号証(戸籍受附帳)に記載された「原告の血縁上の親である可能性がある者が届出をした出生情報」(本件原告血縁上親可能性情報)は、墨田区個人情報保護条例17条1項に基づき原告に本人情報開示請求権が認められる個人情報であり、原告は当該個人情報の外部提供に同意していることから、訴外墨田区は墨田区個人情報保護条例16条1号または10 2号に基づき外部提供を行うことができる(原告第4準備書面第7〔12及び13頁])とした上で、被告は原告より委託された原告の当該個人情報開示請求権に基づき、訴外墨田区に対して開示を求めることが可能である旨を主張する(原告第6準備書面第1・3〔2及び3頁])。

15 しかし、仮に原告の主張を前提とするならば、原告が自ら本人情報開示請求を行うことにより訴外墨田区から本件原告血縁上親可能性情報が開示されるはずであるから、被告が原告の開示請求権を代理行使しなければならないとする法的根拠は不明である。

イ この点を措いても、墨田区個人情報保護条例17条1項は、区民等は、20 実施機関に対し、自己情報の開示を請求することができる旨を定めており、同条例に基づく請求の対象は開示請求権者にとっての「自己情報」に該当する必要があるところ、原告の主張する本件原告血縁上親可能性情報には、本件とは無関係の原告以外の多数の第三者の情報が不可避免的に含まれるものであり、これらの全ての情報を総称して原告の「自己情報」と同視することは困難であるから、被告が原告の本人開示請求権を代理行使する前提25 を欠くものといわざるを得ない(後記(3))。

また、仮に原告以外の多数の第三者の情報も包含した本件原告血縁上親可能性情報を原告の「自己情報」と捉えたとしても、その場合には、これらの第三者との関係で、当該情報は墨田区個人情報保護条例17条2項の規定する不開示情報に該当することとなり、訴外墨田区は開示には応じられないから、やはり被告が原告の本人開示請求権を代理行使する前提を欠くものといわざるを得ない（後記(4)）。

(2) 甲5号証（戸籍受附帳）に「取違い可能性新生児」に係る届出の記載が存在するとは必ずしも断定できないこと

ア 原告は、甲5号証「戸籍受附帳」の立証趣旨として、「原告の出生日前後10日間での墨田区における出生届は全部で100人分であり、そのうち男子の人数は約半分の50人程度に過ぎず、この約50人の中に本件男子が含まれている」とする（令和3年11月5日付け原告の証拠説明書）。

この点、訴外江藏チヨ子氏が新生児を分娩したのは昭和33年4月10日とされており、同人の夫である訴外江藏董氏が出生届を提出したのは同月21日とされている（甲1号証、乙2号証等参照）ところ、甲5号証の末尾から2枚目「区政情報公開請求書」の「区政情報の件名、名称等（具体的に記入してください。）」欄の「昭和33年4月5日から同月15日までの期間の出生の届出に係る戸籍受附帳の閲覧」との記載によれば、原告が上記で指摘する出生日前後10日間での墨田区における出生届とは、昭和33年4月5日から同月15日までの期間の出生届を意味するものと解される。

イ もっとも、出生届の提出は出生の日から14日以内と法定されているところ（戸籍法49条）、仮に本件男子（取違い可能性新生児）が存在するとして、同人も原告と同じ4月10日に出生したかどうかは不明であるため、同人に係る出生届が提出されたであろう期間を推測する場合の起算点が不確かであり、訴外江藏チヨ子氏が新生児を分娩した4月10日の前後10

日間の届出には限られないこと、戸籍の届出期間内の届出ができなかった場合には、「戸籍届出期間経過通知書」を提出した上で期間経過後に届出を行うことが制度上も予定されており（戸籍法46条参照）、やはり原告が指摘する期間の届出には限られないこと、その他の何らかの事情によって墨田区役所には本件男子（取違い可能性新生児）に係る届出がなされていない可能性も否定できないこと（法務省ウェブサイト「無戸籍問題」（乙3号証）等参照）からすれば、甲5号証（戸籍受附帳）のマスキング部分に「原告の生物学上の親等を特定するための手がかりとなる情報」が確実に存在するとは断言できない。

ウ 甲5号証（戸籍受附帳）の「原告の血縁上の親である可能性がある者が届出をした出生情報」（本件原告血縁上親可能性情報）について、墨田区個人情報保護条例における「自己情報」該当性、及び「不開示情報」該当性を判断するに際しては、上記のような事情もその前提として考慮されなければならない。

(3) 本件原告血縁上親可能性情報は、開示請求権者である原告にとっての「自己情報」には該当しないこと

ア 訴外墨田区の昭和33年4月5日から同月30日までの戸籍受附帳（甲5号証）の記載のうち件名が「出生」とされている部分の情報は193件が該当する。

上記(2)で述べたとおり、この193件の中には「取違い可能性新生児」に係る届出がそもそも含まれていない可能性も否定できないし、仮に原告が主張するように「取違い可能性新生児」に係る届出が含まれているとしても、当該1件以外の全ての情報には無関係な第三者の情報が確実に含まれることになる。このように、原告の主張を前提としても、「本件原告血縁上親可能性情報」は、その大半が第三者の情報によって構成されていることになるから、これらの情報を総称して原告の「自己情報」と解すること

は困難である。

イ この点、原告は、死者に関する情報が遺族にとっての個人情報と同視し得るような場合には、個人情報開示請求の対象となる「自己情報」に該当する旨の判断がなされた事例を参照する。

しかし、死者に関する情報についての「自己情報」該当性が判断されたこれらの事例は、開示請求の対象となっている情報が誰に関する情報であるのかが確実に特定されていることが前提で、当該情報（死者に関する情報）について開示請求者である遺族等が密接な関連性を有しているか否かが問題とされているものであるから、本件のように、そもそも誰に関する情報であるのかが不確かであり、第三者の情報が確実に混在している情報を総称して「自己情報」に該当するといえるような根拠にはならないといわざるを得ない。

(4) 本件原告血縁上親可能性情報は不開示情報に該当すること

ア 墨田区個人情報保護条例 17 条 2 項 4 号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの、または開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と定めている。

仮に「原告の血縁上の親である可能性がある者が届出をした出生情報」（本件原告血縁上親可能性情報）という一定の幅のある情報を一体として原告の「自己情報」と捉えたとしても、本件原告血縁上親可能性情報には、開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報が確実に含まれていることになるから、墨田区個人情報保護条例の定める不開示情報に該当する。加えて、本件原告血縁上親可能性情報に含まれる多数の第三者にとっては当該情報の開示が望まれるものではないことから

すれば、当該情報を開示することにより、開示請求者以外の権利利益を害するおそれがあるといえ、やはり不開示情報に該当する。

イ また、墨田区個人情報保護条例17条2項4号但し書きに該当する場合には、同号本文の不開示情報からは除外されるところ、但し書きの「イ」では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」が掲げられている。

訴外墨田区においては、原告からの墨田区情報公開条例に基づく開示請求に対する不開示決定の理由として、戸籍受附帳の「公開によって保護すべき申立人（本訴の原告）及び事実上の親に係る健康、生活又は財産」と、「非公開によって保護すべき関係住民のプライバシーに係る権利利益」とを比較考量した結果、前者が後者を優越するとは認められないとの判断をしており（乙2号証の5・(1)〔6及び7頁〕）、これは墨田区個人情報保護条例における不開示事由の判断においても異なるところはないから、墨田区個人情報保護条例17条2項4号但し書きイに該当には該当せず、不開示情報から除外されるということもできない。

ウ 前記ア及びイで述べたとおり、本件原告血縁上親可能性情報は墨田区個人情報保護条例17条2項の定める不開示情報に該当するから、これが同条1項に基づき原告に本人情報開示請求権が認められる個人情報であるとする原告の主張には理由がない。したがって、被告が原告の開示請求権を代理行使したとしても、開示請求に係る情報の本人であると主張する原告に対して開示されない情報であるにもかかわらず、被告に対しては開示されるということとはできない。

エ なお、乙2号証の答申〔6～7頁〕において訴外墨田区が「非公開によって保護すべき関係住民のプライバシーに係る権利利益」として主張する第三者の権利利益の侵害のおそれは、以下に述べるとおり、被告が開示請求を行った場合でも解消されるものではないから、被告が原告の開示請求

権を代理行使したとしても開示されることとはならず、結論は変わらない。

- (7) すなわち、訴外墨田区は、戸籍受附帳のうち、原告と関係する可能性のある国民は少なくとも100名以上存在し、公開によってその本人及び家族等関係者のプライバシーに係る権利利益の侵害につながる場所、真の親を除く多くの無関係国民の生活等、プライバシーに係る権利利益への侵害の程度は図りしれない旨を懸念している。

この点、原告の主張する事実調査の方法に関して後述するとおり、開示された情報に基づいて対象者に連絡を取ること自体が同人に対する権利利益の侵害を生じさせるおそれを孕んでおり、このような事情は、原告が自ら開示請求を行った場合でも、被告が開示請求権を代理行使した場合でも変わるところはない。

- (イ) 訴外墨田区は、仮に戸籍受附帳の中に真の親の判明につながる情報が特定できたとしても、真の親が原告と同じように真実を追求する意思があるとは限らず、むしろ、乳児入違い事件やそれに関連する裁判所の判決の内容がいくつかマスコミ報道によって公にされたものの、その後現在に至るまでの間に、調査の依頼や名乗りを上げる者が依然として現れていない旨を指摘しているところ、乙2号証の本件答申があった平成18年2月から現在に至るまで、このような事情に変わりはない。

かえって、前訴判決から十数年が経過し、本件訴訟に関する報道等があってもなお調査の依頼や名乗りを上げる者がいないという事情は、仮に該当者が存在したとしても、事実調査を実施することにつき消極の意向であることを推認させる事情と評価せざるを得ないから、情報を開示することによる第三者の権利利益の侵害のおそれはより高まっているともいえる。

- (ロ) 訴外墨田区は、仮に戸籍受附帳以外に真の親を捜す手段がほかにはないにしても、裁判所において社会保険庁に対する調査嘱託の申出が認め

られていない経緯から、原告の権利利益の保護よりも個人情報の保護を優先した裁判所の判断は、司法の立場からの見解とはいえ、諮問庁である墨田区長の判断の正当性を裏付けたものといえる旨を述べている。

この点、前訴控訴審の東京高等裁判所も、墨田区長に対する戸籍受附帳に係る調査嘱託の申出を採用しないとの決定をした理由として、第三者に対する新たな権利利益の侵害を生じるおそれもあると否定しきれないことなどを指摘するように（乙1号証）、裁判所の手続を通じて調査を行う場合であっても、第三者に対する権利利益の侵害が生じることが想定されるのであるから、被告が開示請求者であることをもって、訴外墨田区が第三者に対する新たな権利利益の侵害のおそれはないと判断するとは解されない。

(イ) 以上につき、令和3年1月20日付け訴外墨田区長の原告及び原告代理人弁護士宛て申し入れに対する回答（甲21号証）において、区審査会の答申の判断を踏まえて、当該非開示情報の開示に応じられることはできない旨とともに、仮に被告である東京都からの請求があったとしても、原告に対して開示したのと同じ内容の部分公開となり、本件原告血縁上親可能性情報を開示することはできない旨が回答されているとおりである。

(5) 外部提供について

ア 墨田区個人情報保護条例16条1項は、実施機関は、収集した保有個人情報について、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものに対する提供（外部提供）をしてはならない旨を規定した上で、同項各号において例外事由を定めている。もっとも、同規定は、訴外墨田区が外部提供を行うことができる場合を定めた規定であり、そもそも訴外墨田区に対して保有個人情報を目的以外に利用、提供することを義務付けたものではない（外部提供の規定は行政機関に対して提供を義務付ける趣旨ではないことにつ

き「新訂版逐条解説個人情報保護法」〔127頁〕（乙4号証）参照）。

また、同規定は、あくまで訴外墨田区における情報の取り扱いを定めたものであって、被告が訴外墨田区に対して同規定に基づく外部提供を求める義務を負うとする法的根拠にもならない。

5 イ 原告は、該当の個人情報について、原告は外部提供することに同意しているので、墨田区個人情報保護条例16条1項1号の「外部提供することについて、本人の同意を得たとき」に該当し、外部提供することができる旨を主張する。

10 しかし、上述のとおり、原告の主張する「本件原告血縁上親可能性情報」には、本件とは無関係の原告以外の多数の第三者の情報も含まれるところ、これらの者からの同意はなく、原告が外部提供に同意しているといっても、文字通りに「本人の同意がある」ということはできないから、墨田区個人情報保護条例16条1項1号には該当しない。

15 個人情報の外部提供につき、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、目的以外に利用・提供することはできず、処理情報の中に本人の情報のほかに第三者の情報も含まれている場合に、それを本人に知らせることは、第三者の権利利益を不当に侵害することになる場合があるとされており（新訂版逐条解説個人情報保護法〔128頁〕（乙4号証）参照）、
20 本件でも、本件原告血縁上親可能性情報に含まれる原告以外の多数の第三者の情報を原告本人ないし原告本人の開示請求権を代理行使した被告に知らせることは、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがある。

25 ウ また、墨田区個人情報保護条例16条1項2号において、例外的に保有個人情報の外部提供が許容される場合として、「外部提供をすることについて、法令等に定めがあるとき」が定められているところ、原告は、地方公共団体である訴外墨田区が遵守義務を負っている子どもの権利条約7条1

項及び自由権規約 17 条 1 項の規定が「法令等」に該当する旨（原告第 4 準備書面第 7・3〔12 及び 13 頁〕）や、訴外墨田区は本件取り違え事件の加害者ではないものの、訴外墨田区も地方公共団体として救済義務を負うという点からすれば、被告から調査実施義務の履行としての開示請求があった場合には、外部提供を行う義務がある旨を主張するようである（原告第 7 準備書面第 1・2〔2 頁〕）。

しかし、訴外墨田区が地方公共団体であるということから、上記のような救済義務があると解することはできないから、訴外墨田区が外部提供義務を負っているということもできない。この点、原告からの申し入れに対する訴外墨田区からの回答（甲 21 号証）でも、「出自を知るための立法措置については、当区は行政執行機関にとどまり、法制化を求める立場にありません」との見解が示されているように、訴外墨田区において具体的な法文の定めを離れて外部提供に応じることはできないと解される。

4 戸籍法について

戸籍法に基づき戸籍受附帳の開示を受けることはできないことについては、答弁書第 4・1・(1)・イ・(ウ)〔16 ないし 17 頁〕で主張したとおりである。

原告は、公用請求の対象となる戸籍法 10 条 1 項で規定される「戸籍謄本等」について、子どもの権利条約 7 条 1 項、自由権規約第 2 条 3 項・17 条、及び子どもの権利条約 8 条 1 項の条約に適合するよう法令を解釈することを要請する憲法 98 条 2 項に鑑みて、戸籍受附帳も含まれると解釈される旨を主張する（原告第 7 準備書面第 1・4〔3 頁〕）。

しかし、戸籍事務は法定受託事務であり、墨田区長は国の法務局長の助言、勧告又は指示等の関与を受けるところ、同区長は、戸籍受附帳は、「戸籍謄抄本交付請求書」と同じく同区の保有する戸籍関連文書であり、戸籍法に基づく公開制度の適用がない旨、法務局に確認済であるというのであるから（本件答申（乙 2 号証）8 頁）、訴外墨田区が法務局の見解とは異なる原告主張の上記見解

に基づいて戸籍事務を行う法的義務を負っているということとはできない。

5 小括

以上のとおり、原告が主張するような方法で被告が訴外墨田区から本件原告血縁上親可能性情報を取得することはできず、被告がそのような義務を負っているということもできないから、同義務の不履行をいう原告の主張は前提を欠くものといわざるを得ない。また、以上によれば、「原告の生物学上の親を特定する」ことが履行の前提となっている原告の被告に対する本訴の履行請求は、履行不能により損害賠償請求権に転嫁したものと解さざるを得ないところ、前訴控訴審判決に基づく被告の弁済により、同損害賠償債務は消滅している（答弁書第4・1・(2)〔19ないし22頁〕）から、原告の請求には理由がない。

第2 原告の生物学上の両親及び取り違えられた子を特定するために被告が実施すべき事実調査について

1 事実告知によって債務名義の当事者ではない第三者に対する新たな権利利益の侵害を生じさせるおそれがあること

原告は、訴外墨田区から入手した情報により、性別が男性であることが判明した血縁可能性両親の現住所に対して、本件の事情を説明した上で、戸別訪問を求める文書を郵送する方法を求めているようである。

しかし、そもそも甲5号証（戸籍受附帳）の中に血縁可能性両親が含まれているとは必ずしも断定できないことは既に述べたとおりであり、この点を措いても、本件の事情を説明すること自体が、取り違えの当事者であるかもしれないという事実を告知されることを望まぬ者に対する権利利益の侵害となることから、被告ではこれを実施することはできないし、民事執行法に基づく強制執行にも馴染まないというべきである。なお、本件の事情は、血縁可能性両親だけでなく、その子どもにとっても重要な事情であるから、両親にだけ説明をすればよいのか、その子どもにも同様に説明する必要があるのか問題となるが、

そのような事実の告知を望むかどうかについて、両親と子どもでは異なる意向を持っている場合も当然に想定されるところ、例えば、事実の告知を望まない子の意向に反して、両親に対する事実の告知が行われ、第三者である子の権利利益が侵害されるおそれがあることは否定できない。

5 この点、原告は、分娩した病院や血液型で絞った後の候補者に対する意向確認の段階において、一般的に自身が赤ちゃん取り換え事件の被害者である可能性が高いことを告げられた者は心が動揺する可能性が高い旨を指摘する。しかし、性別が男性であることが判明した血縁可能性両親を対象とした当初の事情説明の段階においても、同様の問題は生じるのであって（分娩した病院で対象
10 から除外されるか、血液型によって対象から除外されるかは、戸別訪問による聴取を行って初めて分かる事柄であり、取り換えの当事者であるかもしれないという事実を告知されることを望まぬ者を予め除外した上で事情を説明するということとはできない。）、そのような第三者に対する権利利益の侵害可能性を無視して調査を実施することはできない。

15 2 被告以外の第三者に対する履行（調査への協力）を強制することはできないこと

 また、原告は、性別が男性であることが判明した血縁可能性両親に連絡をし、戸別訪問に異議が述べられなければ、戸別訪問を実施し、分娩した病院や血液型を聴取することを求めているようである。

20 しかし、取り換えの当事者であるかもしれないという事実を告知されることを望まぬ者に対して事情を説明することによる権利利益の侵害可能性をいったん措いても、対象者の全てから協力が得られるとは限らず（前記1で述べたとおり、両親と子で意向が異なる場合も想定される。）、戸別訪問に異議が述べられた場合には、それ以上の調査は進めることはできないから、仮に原告の主張
25 するように甲5号証（戸籍受附帳）の中に「取換え可能性新生児」に係る届出が含まれていたとしても、戸別訪問に異議を述べた者の中に該当者がいた場合

には、その時点で調査は不能となる（他方で、そのような事情によって客観的には調査が不能となっていることは知り得ないから、無関係の第三者に対する調査は続けられることとなる。）。

いずれにせよ、原告の主張する事実調査は、その実現可能性が専ら第三者の
5 意思に委ねられており、当該第三者に対して履行（調査への協力）を強制することはできない。

3 血縁可能性両親の真意が確認できない場合に調査を実施することの妥当性について

原告は、血縁可能性両親が死去していた場合や認知症等により本人の意思を
10 表明できない状態にある場合には、存命中の子全員に対しても同様の調査を実施することを求めているようである。

しかし、上述のとおり、本件の事情説明や調査への協力の意向確認をするに
際しては、取り違えの当事者であるかもしれないという事実を告知されること
を望まぬ者に対する権利利益の侵害可能性を十分に考慮しなければならないと
15 ころ、血縁可能性両親がこれを望んでいない場合には、その子どもに対しても
事実を告知されることは望んでいないと考えるのが自然である。

仮に死亡や認知症等の事情によって血縁可能性両親の意向が確認できないと
きには存命中の子全員に対しても調査を実施するとした場合には、取り違えの
当事者であるかもしれないという事実を子にも告知されたくはないと望んでい
20 た両親の意向にも反するおそれがある。本件答申（乙2号証）において、仮に
戸籍受附帳の中に真の親の判明につながる情報が特定できたとしても、真の親
が原告と同じように真実を追求する意思があるとは限らず、むしろ、乳児入違
え事件やそれに関連する裁判所の判決の内容がいくつかマスコミ報道によって
公にされたものの、その後現在に至るまでの間に、調査の依頼や名乗りを上げ
25 る者が依然として現れていない旨が訴外墨田区からも指摘されているように、
血縁可能性両親の意向も尊重されなければならないから、血縁可能性両親の真

意に反しないかどうかを確認する術がないまま調査を進めることはできない。

4 調査の位置付け

原告は、本件調査は、地方自治体の経営する病院における医療過誤事件の顛末報告義務の履行ないし再発防止にかかる事実調査と位置付けられる旨を主張するようであるが（原告第7準備書面第1・2〔2頁〕）、本訴における原告の被告に対する履行請求を医療事故の再発防止策と位置付けることはできない。なお、原告が指摘する被告の医療安全課は、東京都組織規程（昭和27年11月1日東京都規則第164号）に基づき、医療施設の監視及び指導に関することを所掌しているが、医療法25条1項の規定に基づく立入検査の目的は、「医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとする」とである。医療法においては、都道府県知事が個別の医療過誤の調査を行うことに関する権限ないし義務は規定されておらず、よって、同課は個別の医療過誤の調査を自ら実施する主体ではない。

5 小括

以上のとおり、本件訴訟において原告が被告に対して履行を求める債務は、その履行の実現可能性が専ら第三者の意思に委ねられているのであり、原告・被告間の給付請求の債務名義をもって履行を強制できる性質のものではないから、原告の請求に係る作為を実現可能な執行方法が存在しない訴えとして不適法であるといわざるを得ない。

また、原告の主張する事実調査は、第三者に対する権利利益の侵害を避けられないものであり、第三者に対する権利利益の侵害を生じさせないような調査の実施方法等が原告の主張から具体的に特定されているということもできず、請求の特定性を欠くから、作為の給付請求としての適法性を欠くものといわざるを得ない（答弁書第3・1・(2)及び(3)〔9及び10頁〕）。

第3 結語

以上述べたとおり、原告の作為の給付請求に係る訴え及び確認の訴えは不適法であるから却下されるべきであり、また、原告の被告に対する請求はいずれも理由がないから、棄却されるべきである。

以上